



学界展望 行政法

中川, 丈久

(Citation)

公法研究, 65:299-323

(Issue Date)

2003-10

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90004168>



《学界展望》

行政法

中川 丈久

一 本欄の執筆方針

二〇〇二年夏から二〇〇三年七月にかけて公刊・公表された行政法関係の著書や雑誌論文——正確には、この時期に筆者に入手可能となったもの——を鳥瞰する。本年は、文献の収集範囲を昨年よりも絞り込んでいるが、文献採否の基準（外国語の論稿を一律に外す、行政法各論領域の論稿は行政法総論の問題に関わるものに限る等）は、昨年と同じである。掲載誌の名称は、法律時報の文献略語表（法時七四・一）によっている。そこに現れていない雑誌は、誌名をそのまま記した。本年も、たいへん多くの方からご著書、ご論文をお送りいただいたことに、心よりお礼を申し上げたい。来年の本欄担当者に、是非お心遣いを頂きたいと願う。

二 論集と動向

1 記念論集等

記念論集として安藤高行・大隈義和（編）『新世紀の公法学』手島孝先生古稀祝賀論集（以下、『新世紀の公法学』、川上宏二郎先生古稀記念論文集刊行委員会（編）『情報社会の公法学』川上宏二郎先生古稀記念論文集（以下、『情報社会の公法学』、山上賢一博士古稀記念論文集編集委員会（編）『二十一世紀の法・福祉・医療』山上賢一博士古稀記念論文集（以下、『二十一世紀の法・福祉・医療』が刊行された。原野翹・浜川清・晴山一穂（編）『民営化と公共性の確保』（以下、『民営化と公共性』も、編者の一人である原野翹会員が古稀を迎えられたことを機とした刊行である。

このほか、『二十一世紀の法と政治』大阪大学法学部創立五十周年記念論文集（以下、『阪大五〇周年』、阿部泰隆・根岸哲（監修）・神戸大学法政策研究会（編）『法政策学の試

み(第五集)』(以下、『法政策学の試み五』)が出版されている。戒能通厚(編)『現代イギリス法事典』には、公法項目が数多く収録されている。

2 学界の動向

行政法学界の回顧として、人見剛・室井啓司・須藤陽子・上原克之「二〇〇二年学界回顧・行政法」(法時七四・一三)、および本誌前号の中川丈久「学界展望・行政法」(公法六四)がある。

昨年度の日本公法学会第六七回総会は、「世紀転換期の公法理論」を統一テーマに掲げて開催された。その報告および討論内容は本誌に掲載されている。また、東アジア行政法学会の第五回學術総会が二〇〇二年一月に日本で開催され、「行政訴訟制度改革」「民営化・規制緩和と行政法」「法整備支援と行政法の発展」がテーマとされた。

新しい研究集会として、「行政法研究フォーラム」が組織された。芝池義一「フォーラム開催の趣旨と経緯」(ジュリー二三四)参照。二〇〇二年七月に第一回シンポジウム、同年二月に第二回シンポジウム、二〇〇三年五月に第三回シンポジウムが開催された。いずれも、現在進行中の行政訴訟法改正をテーマにしたものであり、第一回、第二回についてはすでに成果が公表されている(後出一三二)。

3 裁判実務の動向

二〇〇二年(平成一四年)を中心とした時期の行政判例の動向について、村上博・本多滄夫・山田健吾・大澤光「判例

回顧と展望・行政法」(法時七五・六)、山田洋「行政判例の動き」(ジュリー二四六)、早坂禧子「地方自治体をめぐる判例の動き」(判例自治二三五)、「平成一三年度行政関係判例概況」(法務省訟務局内行政判例研究会(編)『行政関係判例解説(平成一三年)』)が概観する。同時期の主要な行政判例をリスト化したものとして、「判例地方自治平成一四年索引」(判例自治二三五)、「平成一四年度版判例年報」(判タ一一二)がある。

平成一四年度主要判例の解説集として、『平成一四年度重要判例解説』(ジュリー二四六)があり、平成一三年度の行政判例解説の集成として、法務省訟務局内行政判例研究会(編)『行政関係判例解説(平成一三年)』、および『平成一三年度主要民事判例解説』(判タ一〇九六)がある。

司法統計として、最高裁判所事務総局行政局「平成一三年度行政事件の概況」(曹時五四・九)、同「平成一三年度知的財産権関係民事・行政事件の概況」(曹時五四・一二)、法務省訟務局「平成一三年度における訟務事務の概況」(曹時五四・七)、最高裁判所事務総局行政局「平成十三年度労働関係民事・行政事件の概況(上)(下)」(曹時五四・八、五五・三)などがある。

三 行政法教育

1 教科書・連載・演習

行政法教科書の改訂は、南博方『行政法(第四版)』、塩野

宏『行政法Ⅰ（第三版）』、藤田宙靖『行政法Ⅰ（第四版）』、山下淳・小幡純子・橋本博之『行政法（第二版補訂）』がある。また、宮田三郎『現代行政法入門』、小早川光郎『行政法講義下Ⅰ』、南川諦弘（編著）『行政法講義』、椎名慎太郎『新行政法』、北村和生・佐伯彰洋・佐藤英世・高橋明男『行政法の基本』、田村泰俊『最新・ハイブリッド行政法』、関哲夫『判例セミナー行政法』、桜井昭平・西牧誠（編）『行政法・演習ノート』坂田仰・田中洋『はじめて学ぶ憲法・行政法』、園部逸夫（編）『知っておきたい市民社会における行政と法』などが出版された。大江忠『ゼミナール要件事実』には、行政事件の事例も多数掲載されている。

「対話で学ぶ行政法」の連載が、渋谷秀樹・高橋滋「地方自治」（法教二六三）をもって終了し、宇賀克也・大橋洋一・高橋滋「対話で学ぶ行政法」として出版された。石井昇・曾和俊文「行政法演習」（法教二五九・二七〇）が一年間の連載を終了し、亘理格・村上裕章「行政法演習」（法教二七一）に引き継がれた。

法科大学院での授業を睨み、憲法と行政法の一部融合を志したケースメソッドの試みとして、特集「テイクオフ憲法」があり、戸松秀典・高木光「集会の自由の保障と訴え提起の方法」、高木光・戸松秀典「東京都銀行税条例無効確認等請求事件」、中川丈久・赤坂正浩「行政指導の違法・不当の判定方法」（以上、法教二七二）が掲載された。なお、中川丈久「条文を読む」（法教二七一）は行政法と民刑事法の条文の違

いを法命題から説明する。また、下井康史「法科大学院教育と全国条例データベース」（法時七四・三）がある。

地方公務員を念頭におく演習シリーズとして、阿部泰隆「法政策学演習講座」（自治実務セミナー四一・七）が連載を継続し、新たに、櫻井敬子「行政法講座」（自治実務セミナー四二・五）が始まった。

2 法科大学院

二〇〇四（平成二六）年度から開校予定の法科大学院における行政法教育について、次の動きが見られた。憲法・行政法の融合的授業および出題を採った法科大学院における教育内容・方法に関する研究会（公法系）『法科大学院における公法系教育のあり方等について（中間まとめ）』が二〇〇二年六月に公表された。この中間まとめは、司法制度改革推進本部・法曹養成検討会に報告され、さらに、法科大学院協会設立準備会主催によるシンポジウムでも披露された（法教二六九参照）。行政法は、平成一五年文部科学省告示第五三号により、法律基本科目の一つとして位置づけられた。

四 行政法一般

1 基礎理論

「ゆらぎ」を統一テーマとした公法学会第六六回総会報告のうち、多賀谷一照「国家性のゆらぎと行政法制度」（公法六四）は、国内行政法における公私二区分、公権力概念、行政組織、公益などの捉え方が大きく変容しつつある現状を確

認し、山村恒年「国家のゆらぎと環境法」(公法六四)は、グローバル化しつつある環境規制における国家の地位のゆらぎを確認する。北村喜宣「グローバル・スタンダード」と国内法の形成・実施」(公法六四)は、日本の現況を概観する。

藤田宙靖「行政法学の思考形式(増補版)」は、以前の版に柳瀬行政法学に関する論稿や座談会を加えたもの。村上武則「給付行政の理論」は、ドイツの給付行政に関する法理論を多角的に分析してきた著者の論文をテーマ別に整序する。行政改革につき、森田寛二「行政改革の違憲性」は憲法論の観点から批判的検討を加えた論稿をまとめたもの。

晴山一穂「行政改革会議最終報告の批判的検討」(「民営化と公共性」)は、最終報告の憲法論と内閣機能強化論を批判し、原野翹「民営化問題と『規制緩和』」(「民営化と公共性」)は、第二臨調の民営化論を行政法学の観点から分析する方法を探索する。

憲法六五条の「行政権」の意義については、松井茂記「行政権」と内閣総理大臣の権限および地位」(「阪大五〇周年」)、竹内雄一郎「行政権の再検証」(「二二世紀の法・福祉・医療」)がある。

「行政法理論の方向性」と題したシンポジウム記録では、桑原勇進「新領域法学の視線——環境法」と山下竜一会員によるコメント、仲野武志「新たな基調理念の模索」と角松生史会員によるコメントが収録されている(以上、自研七九・

四)。環境法の独自領域性や行政法との関係、行政法(体系)を構築する新概念などが討論されている。

憲法理論と民法理論の統合的理解を求める横田光平「親の権利・子どもの自由・国家の関与(二)」「(九)」(法協一九・一一、一二、一二〇・一五六)が継続しており、齋珍式「官民協調体制『法』の歴史的展開(一八六八—一九四五)(六・完)」(国家一一六・三三四)が完結した。

中川義朗「多極的行政法関係における『第三者』の手続法的地位論序説」(「新世紀の公法学」)は、ドイツの議論を手がかりに、多極的行政法関係を含意しうるわが国の実定法を指摘し、同「行政法の『政策化』と行政の効率化の原則について」(「情報社会の公法学」)は、効率性の視点から、ドイツの議論を参考に行政法総論改革を論じる。大久保邦彦「公法と私法」(神院三二・二)は、標題についての私法学説、行政法学説を、「共通法」の観点に重点をおきつつ整理する。岡田雅夫「行政法と二つの『行政』法関係」(「情報社会の公法学」)は、「行政法とは何か」への答え方を考察する。

法律解釈については、萩原滋「行政刑法解釈と罪刑法定主義」(愛大一一〇)があるほか、今本啓介「行政機関による制定法解釈と司法審査」(早公七二)は租税法解釈を念頭に、アメリカのシェブロン判決を取り上げる。条理について、瀬尾俊治「ヴォルフの基礎規範論」(中大院三三)がドイツの議論を紹介する。

そのほか、マンフレッド・フリードリヒ・土田伸也(訳)

「ドイツにおける法分野としての行政法の成立(一)」(比雑一二五)、城仲模「二十一世紀における行政法学発展の新しい動向」(早法七八・三三)、山本敬生「憲法転換とオットー・マイヤー・ドグマの連続性」(慶院四三)がある。石川敏行「行政法」(比雑一二四)は、日本法文化をテーマとする比較法シンポジウム講演のひとつ。

2 立法学・政策法学

阿部泰隆「政策法学講座」は、三一の連載をもとに、著者の政策法学を事例で示したものの、政策法学の実践例として、阿部泰隆「不正告発者の保護制度と通報褒賞金を提案する(上)(中)(下)」(自研七八・一二、七九・一、二)、同「内部告発(ホイッスルブローワー)」の法的设计」、森尾成之「アメリカ連邦法における内部告発者保護・促進法制」(「法政策学五」)がある。國武英生「イギリスにおける公益情報開示法の形成と展開」(北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル九)もここで挙げておく。自治体の政策法務については、一〇二で取り上げる。

櫻井敬子「地震に対する国家責任について」(自研七九・二)は、地震災害関連の諸法の立法を、法的責任の所在の観点から批判的に検証する。風間規男「災害対策基本法の制定」(近法五〇・一)、同「阪神・淡路大震災と防災政策ネットワーク」(近法五〇・二三)は、災害対策基本法の仕組みを、阪神淡路大震災を機とする改正の前後で比較する。

3 情報化と行政法

行政手続のオンライン化につき、宇賀克也「行政手続オンライン化三法」が日本法を解説し、外国法につき米丸恒治「ドイツにおける電子政府の現状と電子的行政手続法」(季行一〇二)がある。

佐藤隆「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(ＩＴ基本法)」に基づく行政情報化のための法整備をはじめとする諸問題の検討」(神奈川大学大学院法学研究論集一二二)、ライセンス制度の導入を提案する橋本誠志「財産権的アプローチを利用したインターネット上における個人データの保護」(同志社政策科学研究四・一)のほか、堀部政男(編著)「インターネット社会と法」、中里実・石黒一憲(編著)「電子社会と法システム」を挙げておく。

4 科学技術と行政法

先端的科学技術のうち、生命科学との関係では、保木本一郎「ヒトゲノム解析計画と法」がある。優生思考からの決別を説く著者の論文をとりまとめたもので、同書には、同「先天的遺伝因子、後天的獲得因子およびヒトゲノム計画」(「情報社会の公法学」)、同「ヒトゲノム計画における特許権」(國學院四〇・一)、同「ヒトゲノム解析計画の倫理的、法的および社会的係わり」(國學院四〇・四)を含む諸論文が収録されている。

生命科学についてはさらに、高橋滋「生命科学の発展と法医学の課題」(法セ五七三)、磯部哲「ヒト胚の研究利用と法規制」(法セ五七三)、吉田敏雄「ヒト胚性細胞研究の法的許

容性と限界」(北園三八・四)、磯部哲「フランスにおける人由来資料の利用規制」(ジュリ一二四七)がある。

ほかに、高橋滋「放射性廃棄物処分問題の法的検討」(一橋法学二・二)が日独比較を行い、保木本一郎「ドイツにおける新エネルギー政策と核エネルギーからの下車」(國學院四一・二)がドイツの新政策を論じる。

広い意味での技術的安全性に対する行政法的対応について、座談会「現代における安全問題と法システム(上)(下)」(ジュリ一二四五、一二四八)が、他法の視点も織り交ぜて取り上げている。山本隆司「工業製品の安全性に関する非集権的な公益実現の法構造」は、工業製品安全性確保における私人の関与について、ドイツ法の仕組みとEC指令による影響を検討する。

BSE事件への対応として一新された食品安全法制につき、徳田博人「食品安全法システムにおける安全性概念と基本的法原則の確立」(疏法六九)は、新しい法分野として認識すべきことを提唱し、同「米国連邦食肉安全システム改革と公共性の確保」(疏法六八)はアメリカ法制を紹介し、同「米国連邦食肉安全システム改革における官民役割分担論と公共性の確保」(「民営化と公共性」)はとくに官民分担論の観点から分析する。

下山憲治「ドイツ公法学におけるリスク管理手法研究序説」(福島一五・二)は、食品安全領域を出発点にドイツのリスク論を整理する。李斗領「食品安全行政における規制手法

の再考」(早研一〇六)もリスク規制の観点からわが国の食品安全法制を検討するもの。

環境法におけるリスク論については、後出一八を参照。

5 民営化・民間委託と行政法

『民営化と公共性』の各論部分には次の論稿が収められている。まず、近時の日本で民営化の法改正が行われた領域につき、竹内俊子「教育行政における『民間化』論」、小山正善「森林・林業行政と民営化・民間委託」、村上博「農産物検査の民営化」がそれぞれ状況を解析し、比山節男「米国における民営化と政府固有機能」および榊原秀訓「イギリスにおける民営化と規制改革」が米英における民営化議論の幅広さを指摘する。米丸恒治「ドイツにおける民営化と公共性の確保」は、連邦郵便の民営化にわが国への教訓を求める。鄧學良「中華民国台灣地区公營事業民営化の法律問題について」は台湾において現在進行中の公營事業民営化の法的分析を試みる。

安本典夫「市街地再開発事業『民営化』の法的検討」(立命二八六)は、再開発会社制度の検討を行う。高橋明男「ドイツにおける警察任務の『民営化』、民間委託、民間との協同」(阪大五〇周年)は、警察の民営化を妨げる理論的根拠や民間警備業についてドイツの議論を紹介する。ドイツ廃棄物法制における私的処理を取り上げた野田崇「ドイツにおける廃棄物処理の民間化と廃棄物概念(二・完)」(論叢一五・一・三)が完結した。藤原淳一郎「公営ガス事業のいわゆる

民営化について」(公営企業二〇〇二・九)もここに挙げておく。

松塚晋輔『民営化の責任論』は、民営化や民間委託の場面における不法行為責任を、ドイツ法を参照しつつ広汎に検討する。同書にも収録されている松塚晋輔「ドイツの職務責任規定における『官吏』の概念(一)」「(三・完)」(久留米三七、四〇、四三)は、行政補助者の国家責任に関するドイツの法理を探る。

五 行政過程

行政立法については、宮田三郎「行政規則の拘束力について」(朝日二七)が、ドイツの判例学説を参照して、行政規則の類型化を通じた分析を行う。寺洋平「フランスにおける『命令(制定権)』の概念と形成(一)」「(英人三八)」は、フランスにおける委任立法の概念の歴史的淵源に迫る。横田守弘「児童扶養手当法と児童扶養手当施行令」(情報社会の公法学)は、わが国における委任立法の法律適合性の審査手法を論じる。

行政行為について、乙部哲郎「行政行為の取消・撤回の事由」同「法律にみる行政行為の取消・撤回の事由」(以上、神院三二・四)が、日本実定法の取消規定を詳細に分析する。職権取消・撤回のEC法およびドイツ法における取り扱い方について、乙部哲郎「EC行政法における決定の廃止」同「EC構成国による援助に関する委員会の統制手続」(い

ずれも神院三二・二)、同「EC法違反の援助決定の取消」(神院三二・二)という一連の作品がある。

このほか、森田寛二「許可・公企業の特許などの合理的再構成(下)」(自研七八・七)が完結し、李斗領「行政法学における附款論の限界と機能論の一考察(一)」「(二・完)」(早研一〇四、一〇五)が、実態と機能に即した行政行為の附款の理論構成を試みる。

行政契約については、原田大樹「福祉契約の行政法学的分析」(法政六九・四)が、ドイツ法を参考に、行政法学から見た福祉契約の特質を探り、國井義郎「フランスにおける行政契約と官公庁契約」(阪法五二・二)はフランスの行政契約論に日本法への示唆を見いだす。三好充「宅地開発指導要綱と開発負担協定の法的性格」(情報社会の公法学)は、協定の法的性格などを扱う。また、濱西隆男「行政契約」私論(下)」(自研七七・九)が完結した。

西谷剛「実定行政計画法」は行政計画に関する実定法の実像を示した貴重な書。高橋信雄「水道工事負担金に関する法律問題」(法政策学五)は神戸市の訴訟を素材に供給規程の問題点を指摘する。なお、アンケート調査を行った松野裕「公害防止協定の実態とその今日的存在理由の調査と研究」(明治大学社会科学研究所紀要四〇・二)も挙げておく。

実効性確保手段に関して、宝塚市事件の最高裁判決への批判的論考として、阿部泰隆「行政上の義務の民事執行は法律上の争訟ではない」(法教二六七)、斎藤誠「自治体の法政策

における実効性確保」(地方自治六六〇)が参考になる。須藤陽子「『行政強制』と比例原則」(『情報社会の公法学』)は、ドイツの学説を参考に、行政強制の概念の再評価を行い、西津政信「わが国の新たな間接行政強制制度の導入に向けて」(中大院三三)は各国の事情を取り上げる。

田村泰俊「非刑事没収・追徴とその手続の分析」(新報一〇九・三)は、アメリカ法における非刑事的没収制度に、刑事と非刑事の融合制度による効果を見だし、紺屋博昭「サンクションを通じて見た外国人、雇用ルール、そして労働法」(一)(北法五三・五)は、労働法における行政制裁制度を取り上げる。

六 行政手続・行政的紛争処理

1 行政手続

鈴木庸夫「構造改革時代の手続の公正と第二次分権改革」は手続の公正の思想を考察するもの。行政手続違反の争い方について、阿部泰隆「中国人医師の申請した医師国家試験本試験の受験資格を拒否した厚生大臣の処分」(『情報社会の公法学』)がある。小幡雅男「基本的事項の水平調整機能の意義と手続的統制の課題(上)(下)」(自治実務セミナー四一・一二、四二・一二)は、複数の行政庁間の権限行使基準の設定・公表を取り上げたもの。

常岡孝好「パブリック・コメント制度と公益決定」(公法六四)は、公益概念を軸に、日米の同種の手続制度を比較す

る。小林伸一・北原靖和「パブリック・コメント手続制度の意義と課題」(清和八・二二)も日米比較。大川亜樹「カナダ国税庁のアドバンス・ルーリング」(二二世紀の法・福祉・医療)はカナダ国税庁の最新の様子を紹介し、正木宏長「行政過程における『交渉』とアメリカ行政法理論(二)」(自研七八・九)が完結した。

2 行政的紛争処理

外国法研究として、尹龍澤「中国の行政不服審査法(行政復議法)の主要内容と問題点について(その一)(その二・完)」(創法三二・一・二二、三)、および同「日本の行政不服審査法と東アジアの行政不服審査制度との比較研究序説(その一)(その二・完)」(創法三二・一・二二、三)があり、日本の制度改革を促す。簡玉聰「アメリカ社会保障行政における行政法審判官の独立性保障(二)(二・完)」(名法一九四、一九七)は、不服審査制度における裁判担当官の独立性保障制度を紹介する。

オンブズマン制度については、林屋礼二「オンブズマン制度」・安藤高行「イギリス地方オンブズマンの最近の活動」(『新世紀の公法学』)・安江則子「EUにおける透明性原則とオンブズマンの貢献」(櫻井雅夫編集代表「EU法・ヨーロッパ法の諸問題」・石川明教授古稀記念論文集)がある。

七 情報公開

二〇〇一年四月施行の情報公開法から一年ないし二年の経

過を機に、情報公開法や条例について特集が組まれている。

国の情報公開審査会メンバーを中心とする「情報公開法施行から一年」と題する特集およびシンポジウム記録（季行一〇〇）、右崎正博ほかによる特集「情報公開判例の新展開（上）（下）」（法時七五・五、七）、特集「情報公開法施行から一年半経過して」（自正五三・一〇）などである。また、松井茂記「情報公開法（第二版）」が版を改めた。

独立行政法人等情報公開法との関係では、橋本博之「特殊法人と情報公開」（公法六四）が、行政組織法の従来のドグマ・テイクへの反省を迫る。また、国の周辺法人の情報公開制度のあり方については、宇賀克也「政府周辺法人のアカウ・ンタピリテイ」（季報情報公開八）がある。

国の情報公開審査会答申が情報公開法の諸論点をどう扱っているかを整理するものとして、藤原静雄「判例、審査会答申からみた開示・不開示の留意点」（季行九九、および松村雅生「情報公開法をめぐる諸問題（上）（下）」（ジュリ一二四〇、一二四一）がある。答申については、『季報情報公開』がタイムリーに動向の紹介・分析を行っている。宇賀克也「情報公開制度の運用状況」（都研五五・二）も情報公開法の運用状況を紹介する。

情報公開条例については、魚谷増男「情報公開条例の理論と運用」、松尾直「市町村における情報公開条例の比較研究」が最新の状況を整理するほか、秋吉健次・田北康成（編）『情報公開条例集』が第一巻から第四巻まで出版されている。

個別の条例について、清水幸雄「木更津市審議会等の会議の公開条例」（清和九・一）、浦添市・石垣市の条例に関するシンポジウム記録である「情報公開とまちづくり——情報の共有化をめざして——」（沖縄法政研究五）がある。

情報公開法が情報公開条例にもたらした影響について、石田榮仁郎「地方公共団体における情報公開二十年の歩み」（近法五〇・二・三）が全国の動きを総覧し、川内劭「広島県内の情報公開条例について」（修道二五・二）は、広島県内の動向を示す。

地方公共団体の外郭団体につき、大橋洋一「自治体外郭団体の情報公開」（情報社会の公法学）、および西鳥羽和明「情報公開条例における地方三公社の実施機関化と出資法人情報公開条例の可能性」（近法五〇・二・三）が、実例を素材に検討を進める。

その他の論点については次のとおりである。井上亜紀「情報公開制度における自己情報開示請求権」（『新世紀の公法学』）は、本人開示は認められるべきであると主張する。西鳥羽和明「地方議会の情報公開」（季報情報公開七）は、議会にかかる情報公開条例の立案上の留意点を整理する。山下義昭「行政上の秘密文書とインカメラ審理」（『情報社会の公法学』）は、ドイツ法の動向を参考に、残された課題を示す。

平松毅「情報公開の制度と運用に関する諸問題」（『情報社会の公法学』）は、知る権利、地方三公社、著作権との関係、部分公開規定などを取り上げる。金谷重樹「実務の場での行

政法(一)」「(撰南二八)は開示請求の実務的問題を指摘したものである。

個別の判例を機縁とした論考として、佐伯彰洋「知事の儀礼的交際費の開示基準」(同法五三・八)、下井康史「情報公開条例における公務員氏名の取扱」(鹿法三七・一、二)、松尾直「情報公開と公共安全情報」(高岡一四・一・二)、末尚「学校における個人情報保護と情報公開について」(九州国際大学大学院法政論集五)、宇賀克也「情報公開条例における『公文書』概念についての最高裁判決」(法教二六五)がある。

比較法的な論考として、萩原聡央「アメリカ情報自由法における公開原則排除法理の検討」(『民営化と公共性』)は、米情報公開法の基礎にある考え方を明快に説く。小原清信「フランス情報公開法の運用事例についての一考察」(『情報社会の公法学』)は二〇〇〇年の法改正にかかわる報告書を取り上げ、さらに同「フランス情報公開法の運用状況(一九九九・二〇〇〇年)」(久留米四六)がある。このほか、ローレンス・レベタ・井上貴也(訳)「情報公開法におけるアメリカと日本」(比較四〇)、田中嘉彦「英国における情報公開」(外法二一六、清水幸雄・松本泰臣「タイ国情報公開法(仮訳)」(清和八・二)などを挙げておく。

八 個人情報保護

個人情報保護法が成立し多くの出版がなされたなかで、藤原静雄『逐条個人情報保護法』は、個人情報保護法、行政機

関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の三法に加え、労働者の個人情報保護についても一章を割いている。安藤高行「個人情報保護制度の問題点」(法政六九・二)は、個人情報保護制度における自己情報の開示請求権と訂正請求権の諸問題を取り上げる。平松毅「個人情報の利用に対する法的責任」(都研五五・二)は標題についてのわが国の判例を検討したもの。

外国法制における工夫を考察するものとして、佐伯彰洋「米国ドライバー・プライバシー保護法と情報プライバシー権」(同法五三・七)が、個人情報の保護と第三者による有効利用のバランスの例として、米国の運転免許者情報にかかる立法を取り上げ、中島徹「政府規制の過少と過剰」(中央学院一五・一・二)が、アメリカのプライバシー情報保護法制を検討する。

村上裕章「国境を越えるデータ流通と個人情報保護」(『情報社会の公法学』)は、個人データの国際的流通について欧州連合個人データ保護指令を検討し、山下義昭「ドイツ連邦データ保護法の改正と残された課題(二)」(クレジット研究二九)は、指令を受けて改正されたドイツのデータ保護法を取り上げる。

九 行政組織

森田寛二「制定時の国家行政組織法の『技芸』」(『情報社会の公法学』)は、平成一一年改正前の国家行政組織法の国家

行政組織概念の射程を検討する。松戸浩「事務配分規定成立の経緯（一）」（愛大一二六〇）は、所掌事務規定と権限規定を置くわが国の立法慣行の経緯を、解釈論的視点を交えて探る作品。村上武則「わが国の特殊法人の改革について思うこと」（『阪大五〇周年』）は、特殊法人と国民の間の法的関係の確立の必要性を強調する。

毛利透「民主主義と行政組織のヒエラルキー」（論叢一五二・二三）は、ドイツにおいて、行政組織のヒエラルキー構造が憲法上どう要請されているかを論じる。田中孝和「行政組織における大臣の責任」（『阪法五三・一』）は、イギリスにおける議会に対する大臣の個別責任を取り上げる。薄井一成「ドイツ商工会議所と自治行政」（『二橋法学二・二二』）はドイツの公共組合の法理論を扱う。

なお、行政学の著作であるが、伊藤正次『日本型行政委員会制度の形成』も挙げておく。

一〇 地方自治

1 一般および基礎理論

教科書として、室井力・原野翹（編著）『新地方自治法入門（第二版）』、原田尚彦『地方自治の法としくみ（新版）』、村上順『自治体法学』、松本英昭『要説地方自治法』などが出版された。また、宇賀克也『地方自治法重点講義』の連載が始まった（『法教二七三』）。

地方自治法逐条解釈として、佐藤竺（編著）『逐条研究地

方自治法Ⅰ』、松本英昭『新版・逐条地方自治法（第一次改訂）』のほか、園部逸夫編『最新地方自治法講座』シリーズの刊行が続いている。

杉原泰雄・大津浩・白藤博行・竹森正孝・広田全男（編）『資料現代地方自治』は、近現代の地方自治の基本資料を集め、中川義朗（編）『二一世紀の地方自治を考える』は、地方自治の主要論点について分担執筆する。

近藤哲雄「自治権の本質（下の一）」（北園三八・四）は、基礎概念の検討の一環として自治立法権を取り上げる。阿部昌樹「住民自治の法制度」（『都研五四・七』）は住民自治、団体自治、司法統制の関係をとり上げる。歴史的考察としては、居石正和「明治地方制度の成立のその特徴（五）」（『島法四六・二二』）がある。

外国法制について、自治体国際化協会『イングランドにおける権限委譲に向けた動き』、鄭在吉「韓国地方自治制度の歴史的展開」（『獨協六〇』）がある。

2 地方分権改革

佐藤英善（編著）『新地方自治の思想』では、佐藤英善「分権改革の意義と今後の理論的課題」が到達点を確認した後、新地方自治法のもとでの諸問題について、田村達久「新地方自治法における『条例』をめぐる諸問題の考察」、稲葉馨「国と自治体との関係」、白藤博行「『自治権』の実効的保護と国・自治体間の紛争処理のあり方」、人見剛「都道府県と市区町村の関係」、田村達久「自治体の組織編制にかかわ

る規制の改革」がそれぞれ整理する。

日本地方自治学会(編)『どこまできたか地方自治改革』(地方自治叢書一五)には、久保茂樹「分権時代の法環境」が収録されており、分権改革の法的成果を冷静に観察する。このほか、中尾啓治「地方分権への取組みとその課題」(西南学院大学大学院法学研究論集二二)は大分県・大分市における取り組み状況を検討する。

市町村合併については、室井力(編)『現代自治体再編論』、木佐茂男(監)『自治体の創造と市町村合併』などがある。木佐茂男(編)『まちづくり権』への挑戦は、日田市場外車券売場訴訟についてのものであり、木佐茂男・五十嵐敬喜・保母武彦(編著)『分権の光集権の影』は地方自治体をとりにくく集権傾向と分権への希望を語る。また、久世公亮『道州制』を考える(二)〜(四・完)(自研七八・八〜一一)がある。

3 条例・自治体法務

ニセコ町のまちづくり基本条例にヒントを得た論考として、木村琢磨「自治基本条例(自治憲章)の制定に向けての一考察」(千葉一七・一)および木佐茂男・逢坂誠二(編)『わたしたちのまちの憲法』がある。真砂泰輔「まちづくり条例の法律問題」(関学五三・三)は、まちづくり条例としての堺市の条例(昭和五八年施行)の問題点を洗い出し、伊藤修一郎「景観まちづくり条例の展開と相互参照」(自研七九・三)はいわゆる景観条例の誕生と拡大を通覧する。

地方分権改革後を意識して条例制定の範囲を論じるものに、北村喜宣「ポスト分権改革の条例法務」、同「法定自治事務に関する条例」の可能性(上)(下)(自研七八・一二、七九・二)、同「地方分権の推進と環境法の展開」(法教二六九)がある。高知県土地基本条例を取り上げる同「土地利用調整制度の分権対応」(横国一一・二)も挙げておく。

いわゆる自治体法務に関して、政策法学ライブラリシリーズとして、北村喜宣『自治力の冒険』、山口道昭『政策法務入門』、田中孝男『条例づくりへの挑戦』、松下啓一『新しい公共と自治体』が出版されている。特集「分権時代の自治体法務」(都研五四・一一)は、鈴木庸夫「政策法務の理論と実務」、福土明「自治体の政策形成と法務システム」、人見剛「条例の法律適合性に関する一考察」、磯崎初仁「法律上の許可基準と条例制定に関する一試論」、山口道昭「地方公務員制度改革と自治体政策法務」などを収録する。

石森久広「自治体政策法務論の現況」(熊本県立九・一)は、条例制定場面の法務的留意点を整理する。木原正雄「自治体の経済行政に関する覚書」(大東一二・二)は自治体の行政手法を整理する。

なお、いわゆる法制執務について、山代義雄「地方自治体の法制執務」(阪経法論五七)は、自らの経験をもとに条例起草を中心に留意点を整理する。

4 住民参加・住民投票

藤原静雄「『市民』・『参加』・住民投票」(公法六四)は、

標題の各概念の議論状況を整理する。大橋洋一「地方分権と市民参加」(法政六九・二)は、住民自治や市民参加の法制化のための工夫の仕方を示す。牛嶋仁「環境行政過程における市民参加」(福法四七・三・四)は、環境保全行政分野の法律・条例上の市民参加制度の運用を検証する。畑田和佳奈「自治体における計画策定手続」(熊本県立九・一・二)は制度設計を試み、山代義雄「住民参加論覚書」(阪経法論五六)は大阪府における自らの経験を披露する。

大久保規子「NPOと行政の法関係」(山本啓・雨宮孝子・新川達郎(編著)『NPOと法・行政』)は、行政過程に対するNPO参加権の総合的整備を提案する。

住民投票につき、阿波連正一「土地所有権と住民投票」(沖国三二)は、住民投票が土地所有権(原発立地、米軍基地、産廃施設)にもたらす影響という視点からの論稿。高浜市住民投票条例を素材にした安達結立子「住民投票条例の制度化における法的諸問題の検討」(北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル九)のほか、脇坂徹「住民投票の背景・現状・課題」(関法五三・二)が問題点を整理する。

5 住民訴訟・監査請求

住民訴訟制度改正について、橋本勇「住民訴訟制度の問題点」、小幡純子「住民訴訟における一号請求の重要性」、皆川治廣「住民訴訟における第四号請求」、伊東健次「住民訴訟における住民監査請求の重要性」、成田頼明「住民訴訟制度見直しの経過と争点」(以上、ひろば五五・八)、福井秀夫

「住民訴訟制度改正の問題点」(市民政策二四)がある。友岡史仁「住民監査請求制度の法理」(中央学院一五・一)は、期間制限や再度の監査請求など手続上重要な論点を中心に取り上げたもの。

一 公務員

国家公務員の労働環境について、稲葉馨「人事院の『代償』機能論について」(法学六六・三三)、下井康史「公務員法と労働法の距離」(労研五〇九)があり、独立行政法人について、渡辺賢「行政機関の多様性と労働条件決定システム」(労働一〇二)、盛誠吾「国立大学法人化と教職員の地位(下)」(二橋法学一・三三)がある。

森田寛二「人事院の制度は確かな憲法上の根拠をもっている」(自研七九・一)は、その廃止論を機に憲法上の位置づけを検討したもの。

公務員制度改革については、西谷敏・晴山一穂(編)『公務員制度改革』が多角的な検討を加える。菅野雄「公務員制度改革についての基本的な考え方」(流経法学二・二二)が改革の意図を整理し、森田寛二「公務員制度改革大綱」のなかの違憲性」(自研七九・五)は大綱のふまえる憲法理解を批判する。

非常勤職員について、裁判に関連して晴山一穂「鳴門市臨時職員地位確認等請求事件意見書」、松尾邦之「臨時・非常勤職員」の雇止めおよび均等待遇をめぐる最近の判例・裁判

闘争における法的諸問題の検討」(以上、労旬一五五二)があるほか、川手洋三「地方自治体における非常勤職員の法的地位の明確化」(『法政策学五』)が制度設計を試みる。石田榮二郎「国家公務員倫理法・倫理規程」(近法五〇・二)は標題の制定経過・内容を解説する。

フランスの公務員制度について、下井康史会員の一連の作品がある。下井康史「フランス公務員法制の概要」(日本ILO協会(編)『欧米の公務員制度と日本の公務員制度』)は任用・昇進制度を概説し、同「公務員制度の射程」(『情報社会の公法学』)は、公務員法制の対象とすべき公の事務担当者における公務員の不利処分手続(一)」「(北法五四・二)は、同国における人事記録閲覧制度を詳細に解析する。

そのほか、清水敏「イギリス公務員に関する解雇理論の確立・展開と雇用契約(二)」「(早科三・二)が連載を続けている。

なお、日本行政学会『公務員制度改革の展望』(年報行政研究)も挙げておく。

一二 財政(予算・財政投融资等)・政策評価

日本財政法学会(編)『行政改革と財政法』(財政法叢書一九)においては、櫻井敬子「中央省庁改革」が大蔵省改革の顛末を示し、甲斐素直「国会中心税制主義と特殊法人等」が財政の特殊法人等への逃避現象を検討し、右崎正博「情報公

開と財政法」が各種経費情報に対する情報公開法・条例の適用状況を紹介する。

碓井光明「複数年予算・複数年度予算の許容性」(自研七九・三三)は、国の予算制度の変革の実行可能性を検討する。

木村琢磨「フランスの二〇〇一年『財政憲法』改正について」(自研七八・九)、同「財政統制の現代の変容(上)(下)」(自研七九・二、三)は、フランス法の近年の動向を参考に、財政統制の一般理論を志し、同「公会計における支払方法の一考察」(千葉一七・二)は、公用クレジットカード導入に関する支出会計手続の諸問題について仏日の状況を考察する。財政法と行政法の統合を試みる大脇成昭「財政法の外部効果論」(熊法一〇三)はドイツ法を参考にした論考。櫻井敬子「通貨発行権に関する考察」(金融研究二一・三三)は、ドイツおよびEUの法制度の変遷を扱う。

政策評価については、宇賀克也『政策評価の法制度』が政策評価法・条例を解説。木村琢磨「フランス会計検査院と政策評価」(千葉一六・四)は、フランスの政策評価制度の全体像を示す。

一三 行政訴訟

1 基礎理論

行政訴訟の基礎的考察として、仲野武志「公権力の行使概念の研究(四)(五)」(法協二二〇・一、二)が連載中であり、同「法律上の争訟と既得権の観念(一)」「(法学六七・二)が

始まった。

日本行政訴訟の歴史的考察として、末澤国彦「行政裁判法改正問題と松岡康毅」(日法六八・四)、垣見隆楨「行政裁判所判決録」にみる戦前日本の国と自治体」(福島一五・二)が興味深い。

2 行政訴訟法の改正

司法制度改革推進本部における行政訴訟検討会(座長・塩野宏会員)が、二〇〇二年秋から具体的な検討に入り、論点のとりまとめをして、二〇〇三年八月一日までの間、パブリック・コメントにかけているところである。検討会の関係者を中心に、改正に関わる提言や報告が行われた。

塩野宏「行政訴訟の課題と展望」(司法研修所論集一〇九)は、日本行訴法の運用上の特徴を、外国法制のなかに位置づけつつ、改正に向けて解決されるべき基本問題を整理する。

芝池義一「行政訴訟制度改革に関する覚え書」(『民営化と公共性』)は、改正にあたっての理論的諸問題について、自らの考えを明示する。阿部泰隆「環境行政訴訟の機能不全と改革の方向」(法教二六九)は、訴訟が果たすべき機能という観点から、宇賀克也「行政訴訟制度について」(法教二六三)は、はじめに行政訴訟ありきとは考えないという発想から、それぞれ全面的な行政訴訟改正を提案する。阿部泰隆「行政訴訟要件論」は、このテーマに関する著者の最近の論稿をとりまとめたもの。今関源成「司法と行政の関係」(早稲田大学比較法研究所講演記録集五)も挙げておく。

日本弁護士連合会(編)『使える行政訴訟へ』は、日本弁護士連合会の行政訴訟法改正案についてのシンポジウム記録。ほかに、阿部泰隆「行政訴訟の新しいしくみの提案」、福井秀夫「行政訴訟改革の法と経済学」、越智敏裕「行政訴訟改革としての団体訴訟制度の導入」(以上、自正五三・八)がある。

行政法研究フォーラム第一回シンポジウムは、行訴法改正の主要論点を取り上げ、亘理格「行政訴訟の理念と目的」、高木光「処分性の概念」、高橋滋「訴訟類型論」、人見剛「原告適格の考え方と条文」(以上、ジュリ一二三四)が、これまでの議論状況を整理し、各人の求める改正の方向性を提示した。

行政訴訟検討会に対する外国法制研究会の調査結果報告が、共通の章立てのもとで行われた(塩野宏「外国行政訴訟研究報告シリーズの趣旨について」(ジュリ一二三六)参照)。橋本博之「フランス(上)(下)」(ジュリ一二三六、一二三七)、山本隆司「ドイツ(上)(下)」(ジュリ一二三八、一二三九)、中川丈久「アメリカ(上)(中)(下)」(ジュリ一二四〇、一二四三、一二四八)、榊原秀訓「イギリス(上)(下)」(ジュリ一二四四、一二四五)、中村民雄「EC」(ジュリ一二四七)である。

行政法研究フォーラム第二回シンポジウムは、この外国法制調査担当者が、各自の考える日本法への示唆を報告した。特別研究「外国法制からみた日本行政訴訟制度・理論の検討

(上) (下) における橋本博之「フランスとの比較」、榊原秀訓「イギリスとの比較」、中川丈久「アメリカとの比較」、山本隆司「ドイツとの比較」(以上、自研七九・五、六)である。

3 個別論点

特集「行政事件訴訟法の基本問題」(法教二六三)は、抗告訴訟の対象から機関訴訟まで、三〇人の執筆陣が論点を網羅する。また、新山一雄「職権訴訟参加の法理(下四)(下五)」(成城六九、七〇)、川内劔「請求の併合」(修道二五・二)、関哲夫「取用裁決取消訴訟において先行行為たる事業認定の違法又は無効を主張することが許されるか」(日法六八・二)が、古典的問題を解きほぐす。山田洋「道路公害差止訴訟と公権力の行使」(『情報社会の公法学』)は、大阪空港訴訟と国道四三号線訴訟の整合性を検討する。神長勲「弁護士懲戒制度における効力停止(二)」(青法四四・三・四)は、業務停止を中心に効力停止の申立てを取り上げる。森田寛二「行政事件訴訟法の『法律関係』、そして同法三六条の趣旨(上)(下)」(自研七八・九、一〇)は、無効確認訴訟規定の「法律関係」の意義を考究する。福井秀夫「公立小中学校廃止の法的論点」(自研七八・一一)は行政訴訟での争い方を検討する。

なお、行政事件訴訟実務研究会『行政訴訟マニュアル』は、訟務の立場から、行政訴訟の実務的注意点をまとめた書物。

外国法制を絡めた論考のうち、まず、大淵哲也「特許審決取消訴訟基本構造論」は、わが国の特許審決取消訴訟の仕組

みを、徹底した比較法研究により明らかにしようとするもの。行政裁量の司法審査について、深澤龍一郎「裁量基準の法的性質と行政裁量の存在意義(一)(二・完)」(民商一二七・六、一二八・一)が、裁量基準の一律適用やそこからの離脱の可否について、日英の議論を比較して考察する。日野辰哉「処分理由の裁判統制における裁判官の実体判断の機能(二)」(早研一〇三)はフランスの裁量審査手法を検討する。宇都宮純一「裁判所による行政統制・覚え書き」(愛媛二八・三・四)は、ドイツの議論を追う。

アメリカの原告適格法理を取り上げるものとして、柴田直子「アメリカにおける地方政府の出訴資格」(神奈三六・一)は、州法レベルにおいて自治体が州に対して出訴する資格がいかに認められてきたかを取り上げた論稿。大坂恵里「環境保護訴訟におけるスタンディングの法理の展開(二・完)」(早研一〇三)が主要判例の整理を終え、三宅裕一郎「アメリカ合衆国における連邦議会議員の原告適格と軍事に対する司法的統制(三)」(専大院三三)が続いている。

湊二郎「ドイツにおける建設計画法上の第三者保護に関する考察(一)(二・完)」(論叢一五三・一、二)は、建築許可に対して隣人が提起する取消訴訟において、第三者がどの程度の被害を受けるときに救済されるかに関するドイツの判例を分析する。恩地紀代子「ドイツ行政裁判所の単独裁判官」(関院七三)は、制度導入の影響をたどる。

外国法制全般にわたる紹介として、まず、山本浩美「アメ

リカ環境訴訟法』は、民事訴訟法の観点から環境訴訟を通覧したもの。趙元濟「日・韓における行政上の権利救済の現状に関する比較研究」(北九州三〇・一一二)は、韓国における行政訴訟および不服審査の法制の進展を示す。李哲範「中国行政訴訟法における『具体的行政行為』の概念」(論叢一五・一・六、同「中国の行政訴訟における除外事項」(二・二・完)) (論叢一五二・一、三)は、同国の法律または判例上、行政訴訟の対象外とされている事項を検討したもの。

フランスの改正動向について、小原清信「フランス行政法における新しい急速審理手続」(久留米四三)が全般的な紹介を行い、同「フランス行政法における新しい急速審理手続と外国人の『正常な家族生活の権利』」(『新世紀の公法学』)は、とくに基本的自由のための急速審理手続を検討する。

イギリスの改正動向については、岡本博志「イギリスにおける新たな司法審査手続について」(『情報社会の公法学』)が、二〇〇〇年民事訴訟規則改正の司法審査訴訟(行政訴訟)への影響を取り上げ、木村實「イギリスにおける行政訴訟の審理」(比較四〇)が、仮の救済と審理手続きを取扱う。なお、榊原秀訓「イギリス司法の独立性とアカウンタビリティをめぐる改革論議」(名経法学一四)は、イギリスの司法改革全般を取り上げ、司法の独立やアカウンタビリティを視野に置く種々の裁判制度改革を検討する。

一四 国家賠償・損失補償

岡田正則「大審院判例からみた『国家無答責の法理』の再検討」(二・二・完) (南山二五・四、二六・二)は、わが国における国家無答責法理の射程を検討する。

立法不作為についての論考として、西埜章「立法不作為の違法性」(新潟三五・三)は補償立法をしないことを違法と主張する国賠訴訟や違法確認訴訟を取り上げる。西埜章「新潟の戦後補償」も挙げておく。西井龍生「国家賠償・補償請求訴訟における二、三の問題」(西南三五・三・四)は日本の戦争責任の裁判的実現が進まない現状を検証する。采女博文「ハンセン病訴訟熊本地裁判決について」(鹿法三六・二)、および木村将成「『立法不作為』をめぐる二つの地裁判決について」(日本大学大学院法学研究年報三二)は判決を素材に、立法不作為の国家賠償の射程を論じる。

武田真一郎「国家賠償における組織的過失について」(愛大一五九)は、民法の議論を参考に組織過失を論じる。呉柏憲「警察官の不法行為と国家賠償(下)」(愛知論叢七二)、同「国家賠償における違法性について」(愛知論叢七四)は、違法性概念の再構成を試みる。

稲葉馨「国家賠償法二条の『公の営造物の設置又は管理』について」(『情報社会の公法学』)は、同条の「公の営造物」と「設置・管理」概念にかかる学説判例の分析。松塚晋輔「公共施設と営造物管理」(法政六九・二二)も、営造物と管理

の概念をドイツ法を参考に検討する。國井和郎「營造物管理責任」(『阪大五〇周年』)は國家賠償法二条を義務違反と構成する自説を改めて整理して示す。

住田英穂「原子力事故における國家の補完責任」(英人三八)は、わが國の原子力損害賠償制度における國家責任が十分かを検討する。

外國法制につき、葉陵陵「司法權の作用をめぐる國家賠償法制の比較法的研究(上)(下)」(熊法一〇一、一〇三)は、裁判に対する國家賠償責任法制を、英米独仏日中で比較する。高木英行「米國國家責任法制における懲罰的損害賠償(一)(二)」(早研一〇五、一〇六)は、懲罰的損害賠償制度の國家賠償法制への導入の可否をめぐるアメリカの議論を取り上げる。松田健児「『公職における失当行為』の新展開(一)(二)」(創法三二・一・二、三)は、イギリスにおける公職者個人責任の展開を取り上げる。また、松塚晋輔「ドイツの職務責任規定における『官吏』の概念(一)(二)(三)」(前出四五)、同「『民營化の責任論』(前出四五)を再掲しておく。

ドイツにおける國家賠償(職務責任)と損失補償の谷間問題については、松塚晋輔「ドイツにおける犠牲要求事例の若干の整理」(『新世紀の公法学』)が具体例を紹介する。

ドイツにおける補償請求權の憲法と立法裁量の關係を取り上げる南川和宣「ドイツにおける補償を義務づけられる内容制限規定(二・完)」(論叢一五一・三)が完結し、同「文化財保護と所有權保障」(修道二五・二)は、文化財建造物の保

護と所有權保障の調整のあり方をドイツ法を参照して論ずる。

一五 公物・公共施設

岡田雅夫「第三セクターによる公の施設の管理について」(『民營化と公共性』)は、倉敷チボリ公園を素材に、第三セクター經營への地方公共団体の普通財産を通じての関わり是非を検討する。長谷部貴史「国有財産の柔軟化に向けての一考察」(『北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル九』)は、行政財産の不融通性に疑問を提起する。

荏原明則「放置等物件と道路管理」(神院三二・二)は、營業用車両等による道路の占拠占有に対する現行法の検討と立法論を展開する。河川分野では、三好規正「森林及び河川の流域一体管理のための新たな総合的条例制定についての提言と課題」(『法政策学五』)、同「河川の流域総合管理実現に向けた法政策の提言」(都問九四・四)は、森や川の公益的機能を守るための独自条例の設計提言を行う。

一六 警察・消防・出入國管理

教科書として宮田三郎『警察法』があるほか、古谷洋一『注釈警察官職務執行法(改訂版)』が版を改めた。北村滋・竹内直人・萩野徹(編)『改革の時代と警察制度改正』が近時の動向につき参考になる。今村哲也「警察第三者機關の研究(一)(二)」(関東学院二二・一・二、三)は、オーストリア安全警察法における警察組織への第三者の関与を紹介する。

土屋恵司「アメリカ合衆国におけるカジノ規制法制」(外法二一六)もここに挙げておく。

阿部泰隆・森本宏「統・消防行政の法律問題」は、改正消防法五条を中心に諸問題を取り上げる。

難民認定制度の法改正にかかる行政法的論点を取り扱ったものとして、特集「難民法改正試案」(自正五三・八)、特集「胎動―難民法改正へ」(法民三七二)、本間浩「ドイツにおける難民保護と難民庇護手続法」(外法二一六)などがある。

一七 土地法・都市法

藤田宙靖・磯部力・小林重敬(編著)『土地利用規制立法に見られる公共性』が出版された。同書は三部構成である。

まず、必要最小限規制の部では、藤田宙靖「必要最小限規制とそのもたらしたものの」が、必要最小限原則がわが国の土地法制にもたらした負の影響を指摘し、大貫裕之「必要最小限規制原則の克服」が、同原則を概念的に整理して克服方法を探り、角松生史「ドグマ―ティクとしての必要最小限原則」が、同原則の法的位置づけを明確化して、思考の解放を促す。安本典夫「手続による正当性と内容上の正当性」は、計画の手続的適正と内容的正当性の関係を取り上げる。倉島安司「必要最小限規制原則の検討に伴う補償の必要性の検討について」は、同原則が補償の要否に与える影響を検討する。地方分権の部では、磯部力「公共性と土地利用秩序の段階構造」が公共性の三段階把握を提唱し、佐藤岩夫「土地利用

の公共性をめぐる手続問題と多元性問題」が公共性の発見方法について法社会学的知見を提供する。寺尾美子「アメリカの自治立法権との比較に見る日本の条例論の問題点」はアメリカの自治体条例の特徴を剔抉し、亘理格「一九九九年地方自治法改正のインパクト」、同「国の法令に対する関係での条例制定権の限界」は、分権改革後のわが国の条例の可能性を整理する。

計画体系の部では、山下淳「法制度論からみた市町村の総合的土地利用計画制度」が仕組みを解明する。

重要な法改正についての考察として、以下のものがある。

二〇〇一年の土地収用法の大改正について、藤田宙靖「改正土地収用法をめぐる若干の考察」(情報社会の公法学)が残された土地法上の問題を提示し、村上武則「行政改革の中における土地収用法改正と収用委員会」(阪法五二・三・四)が、行政手続法・情報公開法・地方自治法改正との関係、および収用委員会のあり方について検討する。友岡史仁「建築確認制度における審査手続の問題」(中央学院一六・二)は、建築基準法の一九九八年の改正後に残された課題を考察する。大久保規子「都市再生をめぐる法制度改革の特徴と課題」(清水曉ほか(編)『現代民法学の理論と課題…遠藤浩先生傘寿記念』)は、二〇〇二年の都市再生特別措置法等の改正について、「維持可能な発展」の視点の欠落を批判する。安本典夫「市街地再開発事業『民営化』の法的検討」(前出四五)も再掲する。

金子正史「既存不適格建築物論(上)(下)」(自研七八・一〇、一一)は、国立マンション事件判決に見られる既存性の判定を検討する。民法と建築法規の交錯場面を扱う論稿として、内山忠明「囲繞地通行権と建築基準法」(日法六八・一)は建築基準法の解釈に重心を置いた解決を提案する。秋山靖浩「囲繞地通行権と建築法規(一)(二)(三・完)」(早法七七・四、七八・二、七八・四)はドイツ法におけるこの問題の処理を紹介する。

土地利用規制の計画過程における私人の関わりについての法的考察として、見上崇洋「計画過程への私人の関わり」(『民営化と公共性』)がある。

外国法制についての研究も多い。ドイツ建築規制法における景観保護制度の歴史的背景を探索する野呂充「ドイツにおける都市景観法制の形成(二)」(広法二六・二)の連載が続いている。山田洋「計画・収用・環境」(二橋法学二・二)は、ドイツの高圧送電線の計画確定手続および収用を取り上げる。中村孝一郎「逆収用訴訟及び規制の収用と二つのタイミング」(阪法五二・二)は、アメリカの連邦最高裁判決を素材に、所有権保護強化の流れと環境保護強化の流れの衝突を考察する。福永実「アメリカにおける土地利用規制と財産権保障(一)(二)」(早公七〇、七二)は一九九〇年代アメリカの収用問題の動向を探り、榎本弘行「アメリカ土地利用法における手続的デュー・プロセスの諸問題(一)(二・完)」(早研一〇五、一〇六)は、標題についての判例の全体像を整理す

る。

イギリスの都市計画につき、洞澤秀雄「イギリス都市計画法における社会的考慮事項」(早公七〇)は、都市計画決定の際の考慮事項の拡大を検討し、同「一九九八年人権法のイギリス都市計画制度へのインパクト」(早公七二)はイギリスの計画争訟を取り上げる。

一八 環境法

教科書として、阿部泰隆・淡路剛久『環境法(第二版追補版)』、淡路剛久・岩淵勲『企業のための環境法』、大塚直「環境法」、畠山武道・大塚直『環境法入門』が出版された。

淡路剛久・田村昌三(編)『化学物質規制・関連法事典』は、各法律を法律専門家と自然科学専門家が組んで解説したユニークなもの。

人間環境問題研究会(編)『自治体環境行政の最前線』(環境法研究二七)では、宇都宮深志「自治体環境行政の基本的方向と枠組」が自治体と市民の役割を示し、小幡雅男「地方分権と自治体環境行政」が条例の可能性を一般的に探り、その他具体的事例を紹介する論考が収録されている。

矢沢昇治(編)『環境法の諸相』は、有害産業廃棄物問題についての論集であり、環境行政訴訟も取り上げている。南眞二「自然環境保全・創造法制」は自然環境保全法制の提案を行う。ほかに、日本エネルギー法研究所「環境保全手法と環境行政」を挙げておく。

浅野直人「循環型社会と法制度」(都研五四・九)は循環型社会法制を、北村喜宣「市場と環境法政策」(法時七五・一)は環境法の手法を、それぞれ概観する。淡路剛久「景観権の生成と国立・大学通り訴訟判決」(ジュリ一二四〇)は判例における景観権の形成を語る。

公害等調整委員会が三〇周年を迎えて、谷口隆司「公害等調整委員会の三〇年」(ジュリ一二三三)が回顧と展望を、磯部力「公害環境紛争と行政委員会」(ジュリ一二三三)は制度的課題を述べる。六車明「豊島事件における環境紛争解決過程(一)(二・完)」(法研七五・六、七)は、詳細にその解決過程を追ったもの。

新規立法につき、土壤汚染対策法(ジュリ一二三三)、自動車リサイクル法(ジュリ一二三四)などの特集や、魚谷増男「自動車リサイクル法の理念と課題」(平成法政研究七・一)がある。

環境権について、畠山武道「環境権、環境と情報・参加」(法教二六九)が問題を総覧し、淡路剛久「環境権」とこれに基づく座談会がある(ジュリ一二四七)。小賀野晶一「環境配慮義務論」(千葉一七・三)は、環境権ではなく義務からアプローチすることを提唱する。桑原勇進「国家目標規定「環境保護」」(東海二八)は、ドイツ基本法の環境保護規定の規範的意味を問い、飯泉明子「アメリカ合衆国州憲法における環境権条項」(学習院大学大学院法学論集九・一〇)は州憲法に着目する。

環境情報について、勢一智子「環境情報の行政法的機能について」(「情報社会の公法学」)はドイツの環境情報流通制度の行政法的意義を考察する。山田真由美「環境報告書制度化に向けての課題と展望」(早研一〇五)は会社法制における環境情報開示規制を探る。

環境リスクについて、黒川哲志「環境リスク規制の断片化と再統合」(帝塚山七)は、リスクの積極的規制による統一的环境規制を志向する。吉川栄一「環境と保険」(上法四六・二)は保険会社の立場から見た環境リスク保険の検討。ドイツ法制の分析として、高橋信隆・岩崎恭彦「リスク制御手法としての環境賦課金」(立教六三)が賦課金制度を丁寧に分し、連邦イミッシェン防止法を素材とする戸部真澄「ドイツ環境行政法におけるリスク規制(中)(下)」(自研七八・一〇、一二)が完結した。

環境協定については、オランダの環境協定制度を分析する島村健「交渉する国家(三)(四・完)」(自研七九・一、三)が、規律や命令監督制度との連続性を指摘して完結した。

越智敏裕・林康史「米国及び英国における排出枠取引制度の形成と展開」(加藤哲美(編)「市場の法文化」)は、市場と法文化の相互作用という観点から、米英の排出枠取引制度を取り上げる。成田頼明「ドイツにおける洋上風力発電と海の利用をめぐる法制度(上)」(自研七九・六)は、風力発電の法的問題の検討の必要性を、ドイツを参考に指摘する。兼平裕子「地球温暖化対策推進大綱の実効性を求めて」(「法政策

学五」は、いわゆる経済的手法を整理する。廃棄物概念の捉え方に関する野田崇「ドイツにおける廃棄物処理の民間化と廃棄物概念（二・完）」（前出四五）も再掲しておく。

アメリカの環境法について日米法学会のシンポジウムが行われた。リチャード・B・スチュワート、福士明（訳）「アメリカ環境法の新世代」、曾和俊文「アメリカにおける環境規制の新動向」、畠山武道「野生生物保護における新たな手法の開発」、大塚直「スーパーフアンド法をめぐる議論」（以上、米法二〇〇二・二）である。翻訳ものとして、デービッド・キャリーズル小高剛（訳）「アメリカ合衆国における歴史的文化的環境保全の法制」（名城五二・一）、上智大学環境法研究会「リチャード・B・スチュワート著『環境規制の新世代？』（二）（二・完）」（上智四六・一、二）がある。

ドイツ環境法については、ディートリッヒ・ムルスヴィーク「清野幾久子（訳）『環境法と基本法』（法論七五・五・六）が憲法との関係を、宮澤俊昭「環境法における私法の役割（前編一）（前編二）」（二橋法学二・一、二）が民法との関係を取り上げる。

中国の環境法制につき、王曦「鈴木常義（訳）『中華人民共和国の環境法と環境保護行政システム』（龍谷三五・一）、金冬霞「鈴木常義（訳）『西部開発をめぐる生態環境の現状と環境政策についての考察』（龍谷三五・二）、金瑞林・注勤「鈴木光（訳）『中国の環境と自然資源法体系の現状、問題、およびその改善』（北園三八・四）がある。

一九 経済法

教科書として、根岸哲・舟田正之「独占禁止法概説（第二版）」、丹宗暁信・厚谷襄児（編）『新現代経済法入門』、岸井大太郎・向田直範・和田健夫・内田耕作・稗貫俊文「経済法（第四版）」、谷原修身「現代独占禁止法要論」、丹宗暁信・岸井大太郎（編）「独占禁止手続法」、厚谷襄児「独占禁止法入門（新版）」、川濱昇・瀬領真悟・泉水文雄・和久井理子「ベリシック経済学」、大野正道「経済法入門」、服部育生「比較・独占禁止法（第五版）」などが出版された。

日本経済法学会（編）『公益事業の規制改革と競争政策』のほか、日本経済法学会創立五〇周年を記念して、日本経済法学会（編）『経済法の理論と展開』『独禁法の理論と展開（一）（二）』が、経済法講座全三巻として刊行されている。

金融行政につき、斎藤誠「金融行政システムの法的考察」（日本銀行金融研究所）はドイツを参考に、行政法理論から見た金融行政を論じる。

放送行政につき、井上禎男「フランスにおける『視聴覚コミュニケーションの自由（三・完）』（九法八四）が完結した。電力事業につき、藤原淳一郎「ネットワークへのアクセスと財産権論序説」（佐藤進・斎藤修（編集代表）『現代民法学の理論・西原道雄先生古稀記念（下巻）』）は、一九七〇年代ドイツの電力託送論を参考に、いわゆる接続義務の財産権侵害性を考察する。

消費者保護について、市川英一「国家法、行政法規からみた中国消費者保護法の発展」(横国一・二)が、中国における最近の法制整備状況を取り上げる。

二〇 租税法

教科書として、金子宏『租税法(第九版)』、清永敬次『税法(第六版)』、北野弘久『税法学原論(第五版)』、水野忠恒『租税法』、三木義一『よくわかる税法入門(第二版)』、石村耕治『現代税法入門塾』などが出版された。また、租税法制定資料全集のうち、青山善充・碓井光明(編)『国税徴収法』の第一巻から第六巻が刊行された。

行政法的観点を含む論考として、福家俊朗「自治課税権の隘路」(名法一九四)は法定外税にかかわる現行法制度の解釈上の諸問題を解きほぐす。東京都銀行税条例の控訴審判決につき、数多くのものがあるが、行政法的論点を含む考察として、北野弘久『銀行税条例』控訴審判決の検討(『税経通信』二〇〇三・四)、三木義一『銀行税』控訴審判決の問題点、浅野善治「地方税における地方公共団体の裁量とその制約原理」(以上、税五八・四)、淵圭吾「東京都銀行税訴訟をめぐって」(法教二七三)などがある。

このほか、井上靖「税務調査と国家賠償責任」(新潟大学法政研究論集二)、浦野広明「適正手続と『料調方式』調査」(立正三六・二)、増井良啓「税務執行の理論」(ファイナンシャル・レビュー六五)、玉城勲「課税処分の理由附記の追完、

理由の差し替えと再更正(二)」(疏法六九)、小林敬和「要綱」に基づく固定資産税過誤納金の返還と時効」(高岡一四・一・二二)、浦野広明「課税庁への請願書の提出」(立正三六・二)、浦東久男「裁決の拘束力による主張制限」、右山昌一郎「租税法主義と通達課税」、竹下重人「税務職員の問題検査権」(以上、税法五四九)、榎本優子「推計課税取消訴訟における文書提出義務について」(関院七三)などがある。宮谷俊胤「イギリスの税務争訟制度について」(三三)、『税法五四八』が連載を続けている。

二一 社会保障法

教科書として、山田省三(編著)『リーディングス社会保障法』、佐藤進・河野正輝『現代社会保障法入門(第二版)』などがある。

行政法にかかわる問題を扱う論考として、まず、正田彬「措置から契約へ」支援費制度の問題点(上)』(ジュリ二四八)は、社会福祉事業法等の改正を取り上げる。同じく契約化を取り上げるものとして、竹中康之「支援費の支給決定をめぐる法的課題」(同法二八八)は、障害者福祉法制における契約制度の導入の中核である支援費制度の法的問題を整理する。

藤本知彦「精神障害者福祉をめぐる法制度の変遷」(日法六八・二)はわが国の法整備状況の遅れを歴史的に検証する。米川紀生「わが国における健康保険法の成立過程」(三重二

○・一)も歴史を取り扱うもの。柴田滋「社会保障の諸原則と立法原理」(大憲四〇・一)は社会保障体系のあり方に関心をもち、佐藤進「医療保険制度と介護保険制度との間の『福祉医療制度』の役割と今後の展望」(『立正大学法学部創立二十周年記念論集』)は、自治体による社会福祉医療制度を取り上げる。守屋朋恵「生活保護の開始決定をめぐる手続の公正・透明性」(神奈川大学大学院法学研究論集一二)は行政手続法の理念に照らした検討。

外国法制としてはイギリス研究が多い。伊藤治彦「一九九八年イギリス社会保障法における審判所の構成についての一考察」(『情報社会の公法学』)は、同国における社会保障給付等の決定・不服申立手続の大幅改正を紹介する。山田廣巳「英国の裁判所と社会福祉」(『二一世紀の法・福祉・医療』)は、社会福祉分野において裁判所の果たしうる機能をイギリスを例に考察する。川田昇「二〇〇〇年児童扶養法の成立」(神奈三五・一)は、イギリス児童扶養の法整備状況を紹介し、橋爪幸代「要保護児童の処遇に係る行政機関及び司法機関の役割(二・完)」(上法四六・二)は、標題についての日英比較を行う。衣笠葉子「英国における公的扶助制度の展開」(同法二八八)は近時の動向を追ひ、佐藤進「イギリスの医療保障、介護保障制度の現況と課題」(立正三六・二)はブレア改革を取り上げる。

このほか、フランスにおける疾病保険制度と医師の自己規律の相克を取り上げる稲森公嘉「フランスにおける開業医の

医業遂行への諸規律(二)」(六・完)「(論叢一五一・一六)があり、脇野幸太郎「ヴァイマル共和国における社会扶助制度」(明大院一七)は、ドイツの生活保護制度の歴史的断面を切り取る。

二二 その他

教育法の分野では、鈴木勲『逐条学校教育法(第五次改訂版)』のほか、平原春好(編)『教育基本法制コンメンタール』の刊行が続いている。

教育基本法について、日本教育法学会(編)『教育法制の変動と教育法学』があるほか、畑安次「教育行政の合法性と正当性」(金沢四五・二)は、教育基本法全面改正の諮問理由を批判する。村元宏行「中央教育行政における政治的中立性」(志林一〇〇・一)、田野倉剛「教科書裁判における教育権論議と教育基本法」(日本大学法学研究年報三二)も教育基本法にかかわるもの。堀尾輝久「いま、教育基本法を読む」および杉原誠四郎「教育基本法(増補版)」は、その制定過程と解釈を扱う。坂田仰「学校・法・社会」は、学校をとりまく法環境を検討する。

男女共同参画について、特集(ジュリ一二三三七など)や、松田聰子「『基本法』としての男女共同参画社会基本法」(桃山法学二)があるほか、条例制定に際しての問題を取り上げるものに、橋本ヒロ子「男女平等条例制定の状況とその成果」(労旬一五三二)、関根猪一郎「男女共同参画条例をめぐ

る若干の基本論点」(高知短期大学社会科学論集八四)がある。